

区画整理通信

発行

 邑楽町役場
都市計画課
区画整理係

0276-47-5032



令和6年度の工事の報告をいたします

平素より鶺鴒地区画整理事業に対し、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度完了の工事につきまして、概要を報告させていただきます。事業の長期化により、皆様にはご不便をおかけしておりますが、今後も工事や移転等へのご協力を引き続き宜しくお願いいたします。

令和6年度工事概要

■道路築造

◆ 北部幹線 (No.29 付近) 側

溝布設工事 (裏面①)

 工事延長 33 m ※自由勾配側溝
500 × 600 延長 21 m ※自由勾配
側溝 500 × 500 延長 13 m

 北部幹線 (No.29 付近)
側溝布設工事 (裏面①)

◆ 区画道路 6-34 号側溝布設工事 (裏面②)

 工事延長 72 m ※ GPU3 300 × 300
延長 71 m

◆ 区画道路 6-40・41・43 号線側溝布設工事 (裏面③)

工事延長 区 6-40 号線 39 m

区 6-41 号線 45 m

区 6-43 号線 40 m ※ GPU3 300 ×

300 延長 区 6-41 号線 46 m

区 6-43 号線 40 m ※ GPU3 300 ×

500 延長 区 6-40 号線 40 m



◆ 区画道路 6-4・57 号側溝布設工事 (裏面④)

工事延長 区 6-4 号線 31 m

区 6-57 号線 41 m ※ GPU3 300 ×

300 延長 区 6-4 号線 31 m

 区 6-57 号線 42 m ※車道仮舗装 面積 132 m²

◆ 区画道路 6-30 号線側溝布設工事 (裏面⑤)

※ GPU3 300 × 300 延長 30 m

◆ 国道 122 号・区画道路 6-32 号線接続工事 (裏面⑥)

 車道築造・面積 国道 122 号 46 m²

 区 6-32 号線 28 m²


国道 122 号・区画道路 6-32 号線接続工事 (裏面⑥)

～相続登記が義務化されました！～

令和 6 年 4 月 1 日から、相続(遺言)により不動産の所有権を取得した相続人は、知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律により義務化されました。この申請を怠ったときは、10 万円以下の過料の適用対象となります。施行日より前に開始した相続も対象となり、令和 9 年 3 月 31 日までに相続登記をしていただく必要があります。

◆ 1 街区仮排水路布設工事 (裏面⑦)

工事延長 78 m ※管布設工

(VU φ 250) 78 m ※集水榦工

5 箇所

令和 7 年 6 月 20 日付けでの審議委員の辞任・選任

鶺鴒地区画整理審議委員の皆様のうち、町長が学識経験者として選任した 2 名の委員が辞任され、町より新たに 2 名選任したことをお伝えいたします。

(敬称略)

 須藤 貞吉
茂木 俊男
↓
相場 利夫
北隅 正美


事業進捗状況

施行期間:平成 10 年度～令和 25 年度
全体面積:39.7ha
進捗率:事業費ベース 51.2%
仮換地指定率:92.9%(道水路除く)
平均減歩率:20.77%

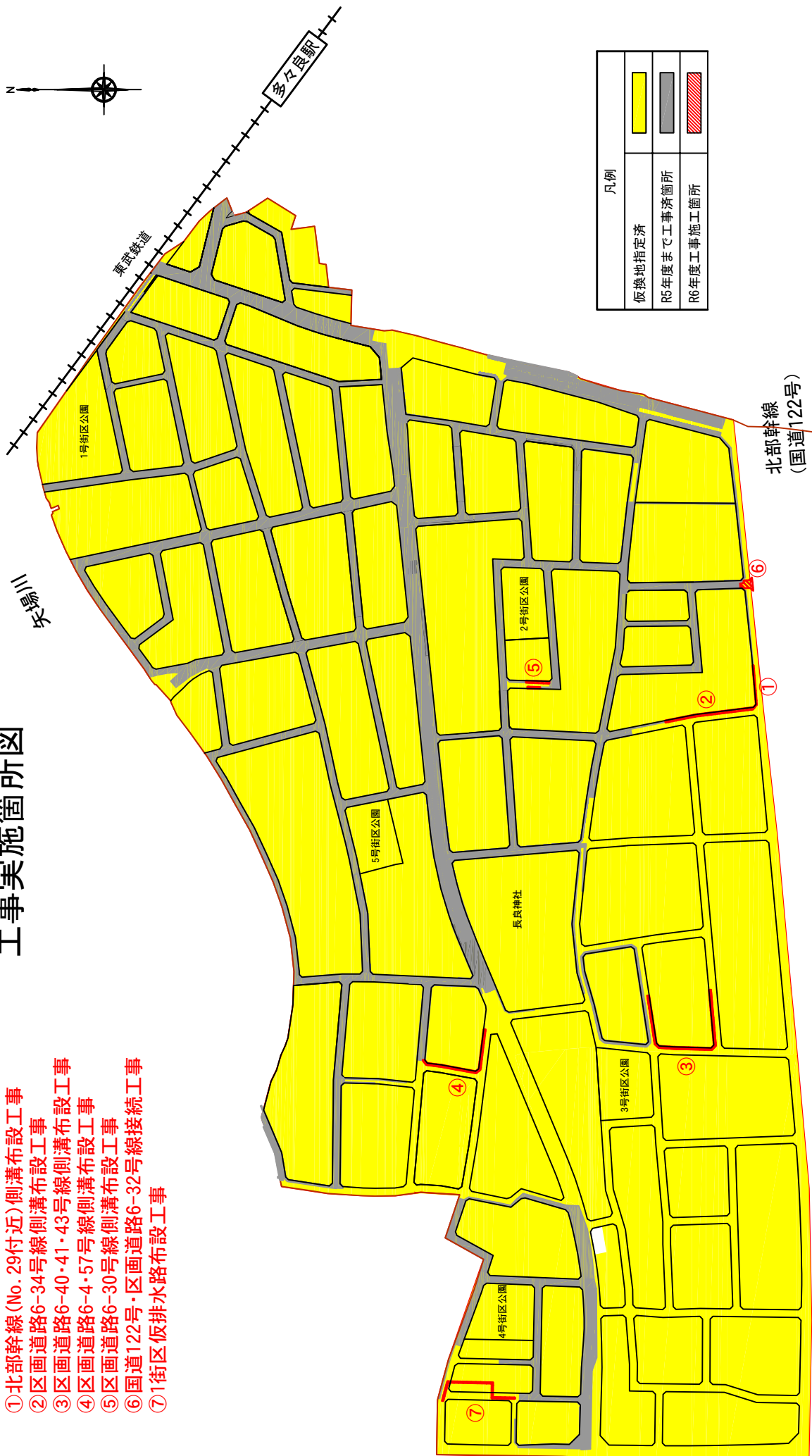
※令和 6 年度末現在

◇第 32・33 回土地区画整理審議会が開催されました

令和 6 年 7 月 31 日と同年 12 月 23 日、土地区画整理審議会が開催されました。換地設計、土地評価についての説明、区画整理地内南西部の仮換地指定及びその変更について審議を行いました。

工事実施箇所図

- ① 北部幹線 (No. 29 付近) 側溝布設工事
- ② 区画道路 6-34 号線側溝布設工事
- ③ 区画道路 6-40・41・43 号線側溝布設工事
- ④ 区画道路 6-4・57 号線側溝布設工事
- ⑤ 区画道路 6-30 号線側溝布設工事
- ⑥ 国道 122 号・区画道路 6-32 号線接続工事
- ⑦ 1 街区仮排水路布設工事



凡例	
仮換地指定済	
R5年度まで工事済箇所	
R6年度工事施工箇所	